

伴走型相談・妊婦のための支援給付費補助金



利根町では、妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠届出時から継続的に相談・支援を行う「伴走型相談支援」を行っています。また、同時に出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担の軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施します。

対象者：・妊娠届をされた方
・出生した子の養育者もしくは流産・死産された方

〈伴走型相談支援〉

- ①妊娠届出時面談 妊娠届出をした方全員対象
アンケートの回答や子育てガイドなどを確認しながら出産までの見通しを立てます。
- ②妊娠8か月頃面談 妊娠届出をした方全員対象
出産に向け、健診受診状況や出産の準備、産後のサポート状況などを確認します。
面談時、アンケートに記載していただきます。
- ③出生届出後 妊娠した方（養育者）
生後4か月頃までに行う赤ちゃん訪問で、お子さんの健康状態を確認するとともに、産後の相談や子育てサービスなどの情報を提供します。

〈経済的支援〉

妊娠届出後

必要書類をご提出いただき、受理ができましたら給付金（1回目）5万円を給付します。



出生届出後

必要書類をご提出いただき、受理ができましたら給付金（2回目）5万円を給付します。



詳しくは町ホームページをご確認ください。

※交付金は流産・死産・人工妊娠中絶の場合や、出生したお子さんが亡くなられた場合も対象となります。
残念ながら妊娠が継続できなかった場合も、そっとご連絡ください。



利根町ホームページ

【問い合わせ先】

〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町布川841-1
利根町役場 子育て支援課 母子保健係
TEL 0297-68-2211